

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和3年5月21日）（新旧対照表）

(主な変更点)

(下線部分は改定箇所)

変更案	現行
<p><b>序文</b></p> <p>(略)</p> <p>令和3年5月14日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月16日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和3年5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。</p> <p>また、同じく令和3年5月14日には、5月16日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群</p>	<p><b>序文</b></p> <p>(略)</p> <p>令和3年5月14日には、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月16日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県に加え、令和3年5月31日までの期間において、北海道、岡山県及び広島県を追加する変更を行った。</p> <p>また、同じく令和3年5月14日には、5月16日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群</p>

馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。

令和3年5月21日に、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月23日以降については、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県に加え、沖縄県を追加する変更を行うとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月23日から令和3年6月20日までの29日間とする変更を行った。

また、同じく令和3年5月21日に、5月23日以降については、法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から愛媛県及び沖縄県を除外する旨の公示を行った。

(略)

県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月16日から令和3年6月13日までの29日間とする旨の公示を行った。

(新設)

(略)

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7（英国で最初に検出された変異株）、B.1.351（南アフリカで最初に検出された変異株）、P.1（日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株）、P.3（フィリピノ）

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

(略)

新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴がある。

(略)

- 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約2週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。現在、新たな変異株が世界各地で確認されており、こうした新たな変異株に対して警戒を強めていく必要がある。国立感染症研究所では、こうした変異をリスク分析し、その評価に応じて、変異株を懸念される変異株（Variant of Concern : VOC）と注目すべき変異株（Variant of Interest : VOI）に分類している。国立感染症研究所によると、懸念される変異株は、B.1.1.7（英国で最初に検出された変異株）、B.1.351（南アフリカで最初に検出された変異株）、P.1（日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株）、P.3（フィリピン）

ンで最初に検出された変異株)、B. 1. 617 (インドで最初に検出された変異株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (英国で最初に検出された変異株は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40–64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。インドで最初に検出された変異株については、英国で最初に検出された変異株よりも感染しやすい可能性も示唆されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株、インドで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。

B. 1. 1. 7 (英国で最初に検出された変異株) の割合が全国で約 8 割となり、一部地域を除き、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、注目すべき変異株は、R. 1 (E484K がある変異株)、B. 1. 427/B. 1. 429 (米国で最初に検出された変異株) がある。

ンで最初に検出された変異株)、B. 1. 617 (インドで最初に検出された変異株) がある。これらの変異株については、従来株よりも感染しやすい可能性がある (英国で最初に検出された変異株は、実効再生産数の期待値が従来株の 1.32 倍と推定、診断時に肺炎以上の症状を有しているリスクが従来株の 1.4 倍 (40–64 歳では 1.66 倍) と推定)。また、英国や南アフリカで最初に検出された変異株については、重症化しやすい可能性も指摘されている。また、南アフリカで最初に検出された変異株、日本でブラジルからの渡航者に最初に検出された変異株、フィリピンで最初に検出された変異株、インドで最初に検出された変異株は、従来株より、免疫やワクチンの効果を低下させる可能性が指摘されている。B. 1. 1. 7 (英國で最初に検出された変異株) の割合が西日本では概ね 7 割を超える水準となっており、従来株からほぼ置き換わったと推定されている。また、注目すべき変異株は、R. 1 (E484K がある変異株)、B. 1. 427/B. 1. 429 (米国で最初に検出された変異株) がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き

B. 1. 427/B. 1. 429（米国で最初に検出された変異株）がある。これら注目すべき変異株に対しては、その疫学的特性を分析し、引き続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

（略）

- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全 국민に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和 3 年 2 月 9 日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2 月 14 日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2 月 17 日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4 月 12 日より高齢者への接種を開始した。また、5 月 21 日にはアストラゼネカ社及びモ

続き、ゲノムサーベイランスを通じて実態を把握する必要があるとされている。

（略）

- ・ また、ワクチンについては、令和3年前半までに全 国民に提供できる数量の確保を目指すこととしており、これまでモデルナ社、アストラゼネカ社及びファイザー社のワクチンの供給を受けることについて契約締結に至っている。ワクチンの接種を円滑に実施するため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正を行うとともに、分科会での議論経過等を踏まえ、内閣官房及び厚生労働省において令和 3 年 2 月 9 日に「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」（以下「ワクチン接種について」という。）をとりまとめた。その後、2 月 14 日にはファイザー社のワクチンが薬事承認され、厚生科学審議会等を経て、2 月 17 日に医療従事者向けの先行接種を開始し、4 月 12 日より高齢者への接種を開始した。その他、アストラゼネカ社及びモデルナ社のワク

ルナ社のワクチンが薬事承認された。その後、厚生科学審議会において議論を行い、モデルナ社のワクチンについて、予防接種で使用するワクチンに追加することとなった。

(略)

(略)

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① (略)
- ② 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起  
点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図  
るとともに、英国で最初に検出された変異株に置き  
換わったと推定されること等を踏まえ、人と人との  
接触機会を減らすために、人の流れを抑制するため  
の取組を行うなど、徹底した感染防止策に取り組む。

③～⑧ (略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要 事項

チンについて薬事承認申請がなされており、現在、安  
全性及び有効性の確認を最優先に、迅速審査を行っ  
ている。

(略)

(略)

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① (略)
- ② 緊急事態措置区域においては、感染拡大の主な起  
点となっている飲食の場面に対する対策の強化を図  
るとともに、変異株の感染者が増加していること等  
を踏まえ、人と人との接触機会を減らすために、人の  
流れを抑制するための取組を行うなど、徹底した感  
染防止策に取り組む。

③～⑧ (略)

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要 事項

(1)・(2) (略)

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4) 職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、英国で最初に検出された変異株に置き換わったと推定されることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

（略）

2) ~ 13) (略)

(4) ~ (6) (略)

(1)・(2) (略)

(3) まん延防止

1) 外出の自粛（後述する「4) 職場への出勤等」を除く）

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行うものとする。特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、及び感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底する。また、変異株の感染者が増加していることを踏まえ、他の地域への感染拡大を防止する観点から、不要不急の都道府県間の移動は、極力控えるように促す。

（略）

2) ~ 13) (略)

(4) ~ (6) (略)